令和５年１月６日

玄海町告示第　２号

玄海町要綱第　１号

令和４年度玄海町肥料等価格高騰対策事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　玄海町はコロナ禍において社会情勢の変化など様々な要因によって生じている肥料等の影響でコストが増大している農業者の営農等の継続を図るため、肥料等の購入（以下「補助対象事業」という。）に要する経費に対し予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、玄海町補助金等交付規則（平成６年玄海町規則第１０号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

（補助対象期間）

第２条　補助金の対象となる期間は、令和４年６月１日から令和４年１０月３１日とする。

（補助対象者）

第３条　補助金の対象となる事業者は、肥料価格高騰対策事業（肥料価格高騰対策事業費補助金交付等要綱（令和３年１２月２０日付け３農産第２１５５号農林水産事務次官依命通知）に基づき実施される事業をいう。以下同じ。）に申請する取組実施者とする。

２　前項に規定する対象者は、自己又はその役員が次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

(1)　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2)　暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(3)　暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

(4)　自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

(5)　暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(6)　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(7)　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

３　第２項の対象者は、前項第２号から第７号までに掲げる者がその経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

 （補助対象経費及び補助金の額等）

第４条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表のとおりとする。

（交付申請及び実績報告）

第５条　補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、令和５年３月１５日までに玄海町肥料等価格高騰対策事業補助金交付申請及び実績報告書（様式第１号）に誓約書（様式第２号）並びに次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。この場合において、規則第９条による実績報告書の提出は、申請書の提出によりなされたものとみなす。

(1)　参加農業者名簿（別紙１）

(2)　補助対象経費計算書（別紙２）

(3)　交付申請額算定表（別紙３）

(4)　その他町長が必要と認める書類

（交付決定及び額の確定）

第６条　町長は、補助金の交付申請及び実績報告があった場合において、その内容を審査し、必要に応じて実地検査等を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定（交付決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件）及び交付すべき補助金の額の確定を行うものとする。この場合において、町長は、次に掲げる条件を付するものとする。

(1)　規則及びこの要綱の規定に従うこと。

(2)　補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了年度の翌年度から起算して５年間保管すること。

(3)　補助金を他の用途に使用し、その他補助事業に関して、交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことがあること。

２　町長は、前項に規定する交付決定及び交付すべき補助金の額の確定を行ったときは、玄海町肥料等価格高騰対策事業補助金交付決定兼額の確定通知書(様式第３号) により、申請者に通知するものとする。

　（補助金の交付）

第７条　規則第１１条に規定する補助金交付請求書は、別添様式（様式第４号）のとおりとする。

（関係書類の整備）

第８条　補助金の交付を受けた者は、補助金の交付に関する書類等を整備し、補助金交付の日の属する会計年度の翌会計年度から５年間保管しなければならない。

（補助金の返還等）

第９条　町長は、交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1)　補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は規則に基づく町長の指示に違反したとき。

 (2)　虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(3)　第３条第２項又は第３項の規定に該当することが判明したとき。

２　町長は、前項の規定により、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合で、当該取消し部分に関し、期間を定めて返還を命ずるものとする。

（その他）

第１０条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

　この要綱は、告示の日から施行する。

別表（第４条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 補助対象経費 | 補助率及び補助金の額 |
| 令和４年度玄海町肥料等価格高騰対策事業補助金 | 町内に住所を有して農業を営む者が、令和４年６月１日から令和４年１０月３１日までに注文等をした肥料の購入に要する経費の価格上昇分の額とし、価格上昇分の額は、肥料価格高騰対策事業の算定式から肥料逓減率を除いたものを用いて算定した額とする。 | 補助対象経費に１０分の１を乗じて得た額（１００円未満切り捨て）ただし、令和４年度肥料価格高騰対策事業費補助金交付要綱（令和４年９月２８日付け佐再生協（県農経）発第５号）の県補助金と当該補助金の額の合算額が肥料の購入に要する経費の価格上昇分の３割を超えないよう当該補助金の額を減額することとする。 |

様式第１号（第５条関係）

　　年　　月　　日

玄海町長　　　　　　　様

|  |  |
| --- | --- |
| 事業所 | 住所 |
|  | 事業所名・屋号 |
| 申請者 | 住所 |
|  | 氏名　　　　　　　　　　　　　　　印（法人の場合は代表者職氏名） |
| 連絡先 |  |

令和４年度玄海町肥料等価格高騰対策事業補助金交付申請及び実績報告書

令和４年度玄海町肥料等価格高騰対策事業補助金交付要綱第５条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| １　交付申請額 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| ２　事業所名 |  |

様式第２号（第５条関係）

誓　　　　約　　　　書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、町が必要な場合には、唐津警察署に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が町と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

１　自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。

（１）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

（２）暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

（３）暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

（４）自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

（５）暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

（６）暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

（７）暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

２　１の（２）から（７）までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

　　　年　　月　　日

玄海町長　　様

　　　　　　　　　　　　〔 法人、団体にあっては事務所所在地 〕

住　　所

　　　　　　 　　　　　 〔 法人、団体にあっては法人・団体名、代表者名 〕

（ふりがな）

氏　　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　㊞

生年月日　（大正・昭和・平成）　　　年　　　月　　　日

別紙１

参加農業者名簿

１　補助対象事業者の名称

２　参加農業者

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 住所 | 氏名 | 生年月日 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

（注）

(１)　参加農業者数に応じて適宜行を増減すること。

(２)　肥料価格高騰対策事業の参加農業者を記載すること。

別紙２

補助対象経費計算書

１　補助対象事業者の名称

２　参加農業者名

（単位：円）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 注文又は購入日 | 品名 | 施肥する作物名 | 購入した店名等 | 金額 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 補助対象経費の合計 |  |

（注）

(１)　この計算書は、補助対象事業者内の町内に住所を有する参加農業者ごとに作成すること。

(２)　補助対象事業者が作成した一覧表による代用を可とする。

別紙３

交付申請額算定表

補助対象事業者の名称

（単位：円）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 参加農業者名 | 補助対象経費の合計額 | 価格上昇率 | 交付申請額の計算式 | 交付申請額 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 交付申請額の合計 |  |

（注）

(１)　町内に住所を有する参加農業者を記載すること。

(２)　参加農業者の数に応じて適宜行を増減すること。

(３)　価格上昇率は、肥料価格高騰対策事業に適用された価格上昇率を用いること。

(４)　交付申請額の計算式は、補助対象経費－（補助対象経費÷価格上昇率）を記載すること。

様式第３号（第６条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　玄　　第　　　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　様

玄海町長　　　　　　　　　　　　 印

令和４年度玄海町肥料等価格高騰対策事業補助金交付決定兼額の確定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった玄海町肥料等価格高騰対策事業補助金については、令和４年度玄海町肥料等価格高騰対策事業補助金交付要綱第６条の規定により、下記のとおり交付決定し、額の確定をしたので通知します。

記

１　補助金　　　　　　　　　　　　円

２　交付の条件

1. 規則及びこの要綱の規定に従うこと。
2. 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了年度の翌年度から起算して５年間保管すること。
3. 補助金を他の用途に使用し、その他補助事業に関して、交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことがあること。

様式第４号（第７条関係）

令和４年度玄海町肥料等価格高騰対策事業補助金交付請求書及び口座振替申出書（兼委任状）

玄海町長　　　　　　　　　様

　　　下記のとおり請求します。

　　　　年　　　月　　　日

住　所

事業所名

氏　名　　　　　　　　　　　　　　 印

（法人の場合は名称及び代表者職氏名）

請求金額　　　金　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

下記口座にお振込みください。

債権者と口座名義人が異なる場合は、名義人への受領権の委任とします。

|  |  |
| --- | --- |
| 金融機関名 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　銀行　　信金　　信組　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　農協　　信連　　漁協 |
| 支店名 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　支店　　支所　　出張所 |
| 預金口座種類 | 普通　当座　その他 | 口座番号 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| フリガナ | 　 |
| 口座名義人 | 　 |

　　※通帳の写しを添付してください。